

電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(ファクシミリの取扱いについて)

7-10 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第2条第5号に規定する電子取引に該当することから、規則第4条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

(災害その他やむを得ない事情)【4-33の再掲】

7-11 規則第2条第8項((災害等があった場合のスキャナ保存の取扱い))及び第11項((災害等があった場合の過去分重要書類のスキャナ保存の取扱い))並びに第4条第3項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。
- (2) 「やむを得ない事情」とは、前号に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないのであるから留意する。

(猶予措置における「相当の理由」の意義)

7-12 規則第4条第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等))に規定する「相当の理由」とは、事業者の実情に応じて判断するものであるが、例えば、システム等や社内でのワークフローの整備が間に合わない場合等がこれに該当する。

(猶予措置適用時の取扱い)

7-13 規則第4条第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等))の規定の適用に当たっては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要件に従って行うことができなかつたことについて相当の理由があると認められ、かつ、その出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている

場合であっても、その出力書面の保存のみをもってその電磁的記録の保存を行っているものとは取り扱われないことに留意する。

(猶予措置における電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求に応じる場合の意義)

7-14 規則第4条第3項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する猶予措置等))の規定の適用に当たっては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務職員から当該電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求(以下7-14において「ダウンロード等の求め」という。)があった場合に、そのダウンロード等の求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロード等の求めがあった場合には、その求めに応じることをいい、「その要求に応じる」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めの一部でも応じない場合は猶予措置の適用は受けられないことに留意する。

なお、その求めの一部でも応じない場合には、猶予措置の適用を受けるための要件を満たしたことにならないことから、その保存等がされている電磁的記録は国税関係書類以外の書類とみなされないこととなる。

また、当該ダウンロード等の求めの対象については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録及び出力書面が対象となり、ダウンロード等の求めに応じて行われる当該電磁的記録及び出力書面の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

(所得税法第232条第2項に規定する書類の保存義務者が電子取引を行った場合に保存すべき電子取引の取引情報に係る電磁的記録の範囲について)

7-15 所得税法第232条第2項の規定により一定の書類を保存しなければならない保存義務者が電子取引を行った場合には、その電子取引の取引情報のうちその書類に通常記載される事項に係る電磁的記録を法第7条の規定により保存しなければならないが、この場合において、その書類以外の書類(その保存義務者が、その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行った場合において、これらの業務に関し保存しなければならないこととされる一定の書類を除く。)に通常記載される事項に係る電磁的記録については保存しないこととして差し支えないこととする。

法第8条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係

(過少申告加算税の軽減措置)

8-1 課税期間を通じて規則第5条第5項((優良な電子帳簿に関する保存要件))に定める要件を満たして特例国税関係帳簿の保存等を行っていなければ、当該課税期間について法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用はないことに留意する。